

令和 6 年度

日野市立日野第一中学校 いじめ防止対策基本方針

(令和 6 年 3 月改訂)

「いじめ防止対策推進法」(平成 25 年 6 月 28 日公布、9 月 28 日施行)の施行に伴い、日野第一中学校では、この法律の趣旨を踏まえるとともに、東京都、および日野市いじめ防止基本方針を参考に校内体制を整備し、「いじめ防止対策」を推進する。

1. 「いじめ」の定義(文部科学省)

「児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人間関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する

※ いじめ防止対策推進法第 28 条に規定されている「重大事態」の定義

() は、「いじめの防止等のための基本的な方針」平成 25 年 10 月 11 日[文部科学大臣決定]の記載

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(例えば ○児童生徒が自殺を企図した場合 ○身体に重大な傷害を負った場合 ○金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合 など)
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目途とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。)
- また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

2. 本校におけるいじめ防止のための基本姿勢

いじめは、人間として絶対に許されない、人権に関わる重大な問題である。そして、いじめの側に問題があり、いじめられる側の保護が最優先されなければならない。

また、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校、どの学級でも起こり得るものである」との認識にたち、全校生徒が「いじめのない明るい学校生活」を送ることができるように、「日野第一中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本方針として、以下の 5 つのポイントをあげる。

- ① いじめを「しない、させない、許さない、見過ごさない」学級・学校づくりに努める。
- ② 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見、迅速な対応を徹底する。
- ④ 重篤ないじめは、暴力や犯罪であるという認識をもたせる指導を徹底する。
- ⑤ 4 極構造(加害者・被害者・傍観者・教師<大人>)でいじめをとらえるとともに、関係者が役割を果たし、一体となった取り組みを重視する。

3. 「いじめ防止対策校内委員会」の設置

「いじめ」の早期発見、早期対応、早期解決の取り組みを行うための組織として、「学校いじめ対策委員会」を設置する。

「学校いじめ対策校内委員会」 構成委員

校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、SC
生活指導部、

【令和6年度のいじめ防止対策委員一覧】

校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、1年主任、2年主任、3年主任、養護教諭、
特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、生活指導部員、
ステップ教室主任

なお、「学校いじめ対策委員会」は、特別委員会として設置し、学期に一度の定例会、週に1回の情報交換会（生活指導部会と兼ねる）と必要に応じて会議を開催する。また、本会は本方針の策定、いじめ防止に関する年間計画の作成、及び、いじめの防止対策、早期解決の取組、いじめに関する研修会の開催、いじめ防止のための生徒への一斉指導、いじめに関するアンケート調査の実施、いじめ防止に向けた保護者との連携について企画・運営を行う。また、いじめが認められた際の対応や指導方針について協議・決定を行う。

4. いじめ未然防止のための取組

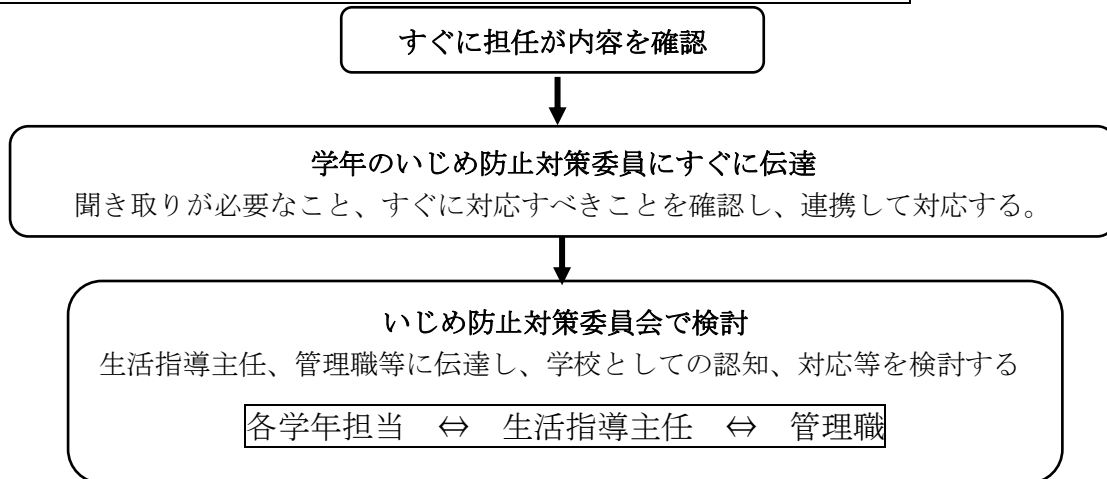
- (1) いじめを「しない、させない、許さない、見過ごさない」学級・学校づくりに努める。
 - ・学級において、班活動、係活動を通しての好ましい人間関係を構築させる。
 - ・行事を通して、お互いを認め合い、協力することの大切さを理解させる。
 - ・いじめ防止の啓発となる生徒会活動、学級活動、授業を推進する。
 - ・好ましい人間関係を構築するための道徳授業を行う。
 - ・情報モラルの指導（SNS、ネットモラルの指導）を行う。特に、誹謗中傷や不適切な画像投稿は、モラルの問題ではなく法律の問題であるという認識を持たせる。
 - ・朝礼による人権講話を実施する。
 - ・SC（スクールカウンセラー）、SCI（スクールカウンセラーインターン）、について、生徒、保護者への周知を徹底する。
- (2) 生徒一人一人の自己存在感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
 - ・生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
 - ・部活動を通して、自信と自己有用感を構築する。
 - ・自己有用感、自己肯定感を促すための道徳授業を実施する。
 - ・分かる授業を実践する。
 - ・生き方指導としての全校道徳の授業を実施する。
 - ・多様な性について理解できるような取り組みを行う

5. いじめの早期発見の取組

- ・年8回の生活アンケート（※）において、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。また、SC等による保護者のための教育相談を実施し、保護者の不安や悩みにも対応できるようにする。また、いじめに関する事案は毎週1回、教育相談部会や生活指導部会で情報共有を行い、対応を検討する。

- ・教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ・生徒の様子を観察し、様子がおかしい、一人でいる時間が多い、表情が暗い等、何か気になるときには、学年間で情報を共有し、複数の目で観察したり、必要に応じて面談等を行う。
- ・校内研修でいじめに関することを取り扱う。
- ・全ての学年において、いじめに関する授業を道徳や特別活動の時間に行う。
- ・部活内でも、いじめ対策委員会に速やかに報告する。
- ・生活アンケートの内容を SC とともに共有する。

※ 生活アンケート実施後、情報共有を迅速に行うための基本的な流れ



6. いじめに対する措置

(1) 基本的な考え方

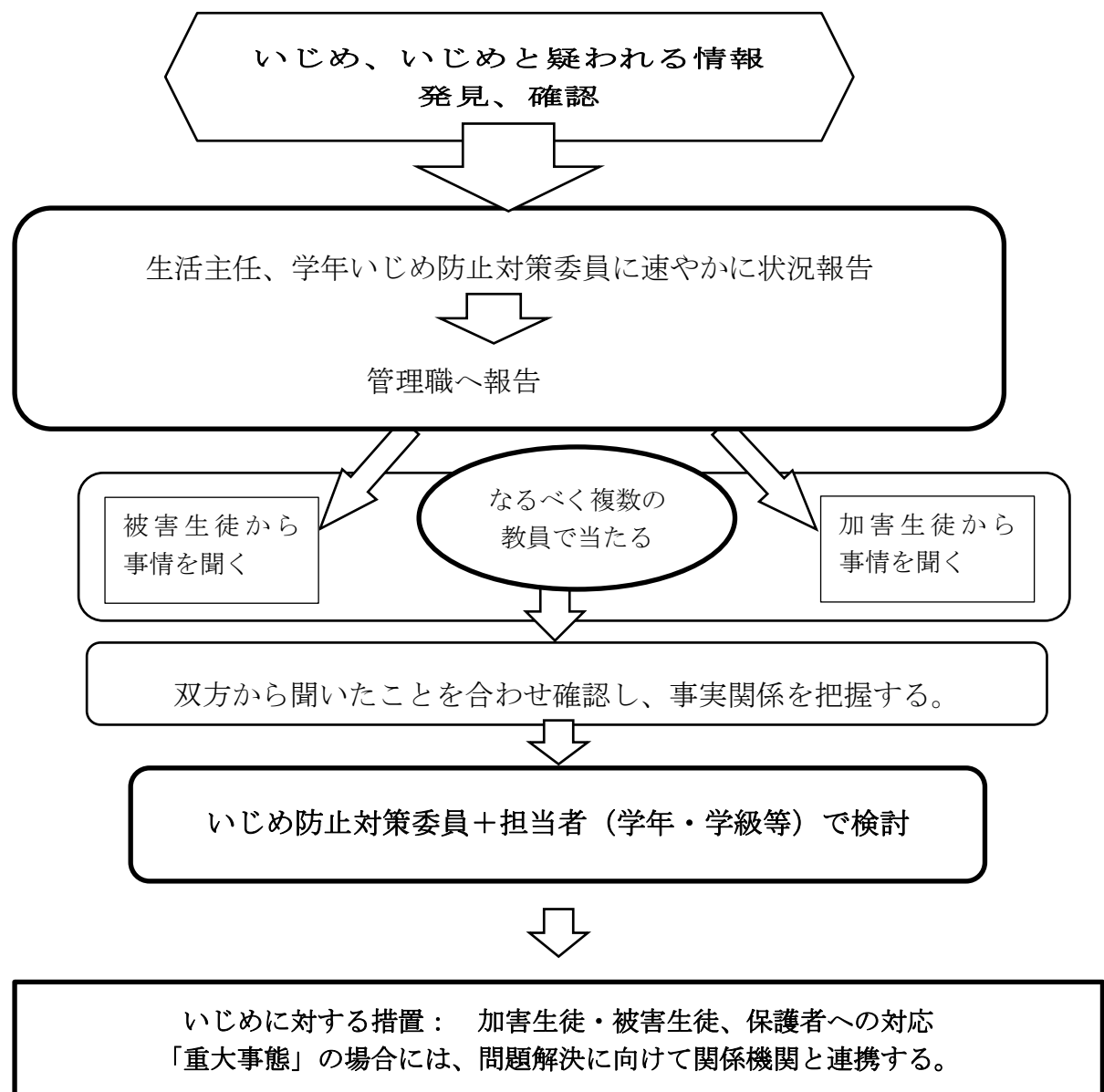
- ・いじめの疑いがある行動や生徒の様子を発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに情報を共有し組織的に対応する。
- ・いじめの被害を訴えている生徒の気持ちに寄り添った指導をする。

(2) いじめを発見、相談を受けたときの措置

- ①いじめの相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
- ②いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を指導した上で、学年主任や学年の生活指導担当等に連絡をし、対応を確認する。また、学年から生活指導主任に情報を伝達し学校内の情報共有を図る。
- ③発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「いじめ防止対策委員」に直ちに報告し、情報を共有する。
- ④いじめ防止対策委員会を開き、情報の共有、対応方針を確認する。
- ⑤当該学年の教員を中心に、いじめと疑われる行為の有無を確認する。
- ⑥事実確認の結果は、「いじめ防止対策委員会」で判断し、いじめの有無を決める。「いじめ防止対策委員会」でその後の対応や指導方針を決定し、被害・加害生徒の保護者に連絡する。必要によって市教育委員会に報告する。
- ⑦いじめられた生徒、保護者へは、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、不安を除去するとともに、いじめられた生徒の安全を確保する。
- ⑧いじめた側の生徒・保護者への対応は、「いじめ総合対策」（東京都教育委員会作成）を

参考に、被害生徒、保護者への謝罪や、教員による説諭、別室指導等、状況に応じて対応を検討する。

【いじめと疑われる行為を認知したときの基本的な流れ】



7. 家庭や地域、関係機関との連携

- ・いじめ問題が発生した時は、家庭との連携を平素以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や交友関係についての情報を集めて指導に生かす。必要に応じて関係機関との連携を積極的に行う。
- ・重大事態発生時は、日野市教育委員会に助言・指導を求め、学校として組織的に対応する。
- ・PTAや地域の会合で、いじめ問題等、健全育成についての話し合いや情報交換をする。
- ・学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して対応する。
- ・スクールロイヤーや警察と積極的に連携し、生徒指導に生かす。

8. いじめ問題への取組の年間計画

月	取 組 内 容
4	・第1回校内研修会「いじめ防止対策基本方針、いじめの定義、重大事態」の確認 ・入学式、PTA 役員会、各学年保護者会、学校 Web ページなどで「方針」を周知する。 ・職員研修会：「前年度の実態と対応」 ・「いじめに関する授業」の実施（道徳） ・SCによる全員面談（始）（1年生） ・ネット安全授業実施（全学年）
5	・第1回生活アンケート実施 ・SCによる全員面談（1年生）
6	・第2回生活アンケート実施 ・都ふれあい月間の取組 ・定例「いじめ防止対策委員会」の開催（8月に延期） ・セーフティ教室「SNSトラブル防止」 ・「SOSの出し方」に関する授業（1年生） ・SCによる全員面談（1年生）
7	・学校運営連絡協議会で「方針」の説明 ・第3回生活アンケート実施 ・教育相談週間（第1回）で各家庭と連携 ・学校いじめ対策委員会で1学期の取組評価 ・ソーシャルスキルトレーニングの授業（全学年）
8	・第2回校内研修会：「いじめの未然防止、早期発見、早期対応」
9	・「いじめに関する授業」の実施（道徳） ・多様な性に関する授業（LGBTQ）
10	・第4回生活アンケート実施
11	・第5回生活アンケート実施
12	・教育相談週間（第2回）で各家庭と連携 ・第6回生活アンケート実施 ・定例「いじめ防止対策委員会」の開催
1	・「いじめに関する授業」の実施（命の授業1, 3年生）
2	・第7回生活アンケート実施 ・生徒会主催による1年間の取組のまとめ
3	・第8回生活アンケート実施 ・定例「いじめ防止対策委員会」：3学期の情報交換、1年間の評価と次年度への課題 ・第3回校内研修会 1年度のまとめ、次年度への改題解決策 ・次年度の方針の策定、及び引き継ぎ事項の確認